



お知らせ

固定資産税の納税通知書を発送します

本年度の固定資産税1年分(第1期分)第4期分の納付書を5月中旬に発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。なお一括して納付する場合は、全納期分の納付書はありませので、第1期から第4期分の納付書4枚を提出してください。

納期限(第1期分) 6月1日(月)

納税課課資産税係 ☎82206 (市役所1階)

2020年工業統計調査にご協力ください

この調査は、総務省・経済産業省が6月1日現在で、全国の製造事業所を対象に行う調査です。

調査期間 5月中旬～6月

※調査対象事業所には、身分証を携行した調査員が伺います。

※詳細は左記にお問い合わせください。

情報統計課情報・統計係 ☎82260 (市役所6階)

銃砲刀剣類登録審査会

銃砲や刀剣類の所持・売買には登録が必要です。未登録や新規取得の人は登録をしてください。

とき 5月13日、7月8日、9月9日、11月11日、令和3年1月20日

日、3月10日(全て水曜日) ※全て午後1時～5時(受付は午後4時30分まで)。

ところ 大分県庁舎別館8階 会議室

※会場が変更になる場合があります。

持参するもの 現物、発見届出済証、登録手数料(1件 6300円)

※再交付には、手数料(1件3500円)が必要です。

※家族以外の代理人は委任状が必要です。

※県庁の駐車場は利用できません。

文化財保護課文化財管理係 ☎097・506・5498

☎7171 (市役所別館2階)

マイナンバーカードの申請・受取りができます

5月の開庁日

16日(土) 午前9時～午後3時

28日(木) 午後5時～7時30分

ところ 市役所1階 市民課

※北側玄関をご利用ください。

※マイナンバー以外の各種証明書等の交付は行いませんのでご注意ください。

マイナンバーお問い合わせダイヤル ☎8303 (市役所1階)

全国瞬時警報システム一斉情報伝達試験

市では、全国瞬時警報システムJ・ALER(ジーエイ・アラート)を使用した一斉情報伝達試験放送を実施します。

介護の資格取得予定の人を応援します！

対象者 市内に住民票を有する人

市税の滞納のない人

対象経費 受講料(テキスト代含む)助成額

介護職員初任者研修

対象となる経費の6割以内

介護職員実務者研修

対象となる経費の8割以内

申請期限

介護職員初任者研修 研修終了後から起算して6か月以内

介護職員実務者研修 受講終了日の属する月の翌月末まで

※詳細は左記にお問い合わせください。

長寿福祉課介護保険係 ☎8264 (市役所1階)

とき 5月20日(木) 午前11時頃 ※最大音量で放送され、気象状況等によって中止する場合があります。

防災・危機管理課防災・危機管理係 ☎8363 (市役所4階)

住宅の耐震診断や耐震改修補助の受付開始

対象 昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅(店舗部分が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む)

補助額

耐震診断(限度額 建物区分に応じて7万5千円～11万円)

耐震改修 補助対象経費の3分の2(限度額 80万円)

部分耐震改修 補助対象経費の3分の2(限度額 60万円・30万円)

※建物区分や改修方法によって限度額が異なります。

申込期限 12月25日(金)

※詳細は左記にお問い合わせください。

建築住宅課指導審査係 ☎8226 (市役所5階)

三世代同居世帯リフォーム支援事業

18歳未満の子供を含む三世代以上で構成される世帯(申請日以降に三世代となる世帯を含む)のリフォーム補助の受付を開始します。

三世代同居子育て支援型

世帯全員の前年の所得総額が600万円未満の世帯限定

在宅高齢者住宅改造資金の助成します

対象 次のいずれかに該当し、生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯

①要介護認定で、要支援・要介護と認定された65歳以上の高齢者がいる世帯

②住宅改造が必要な75歳以上の高齢者がいる世帯

③住宅改造が必要な65歳以上の高齢者のみの世帯

助成対象工事 手すり設置、段差解消、床や通路面の材料変更等

助成額 対象経費の3分の2以内(上限額は40万円。要介護認定を受けている人は、介護保険の住宅改修を含む)

申込期限 5月29日(金)

※工事着工前に諸手続きが必要です。事前に左記にお問い合わせください。

社会福祉課障害福祉係 ☎8290 (市役所1階)

※工事要件 子育てのために行う改修工事で補助対象経費が30万円以上の工事

補助額 補助対象経費の10分の2(限度額30万円)

三世代同居支援型

工事要件 玄関、トイレ、浴室、キッチン等のうち一部位以上を増設する工事

補助額 補助対象経費の10分の5(限度額75万円)

三世代同居高齢者バリアフリー型

世帯要件 65歳以上の高齢者のいる世帯で、世帯全員の前年の所得総額が350万円未満の世帯限定

工事要件 バリアフリー改修工事

補助対象経費が30万円を超える工事

補助額 補助対象経費の10分の2(限度額30万円)

申込期限 12月25日(金)

※詳細は左記にお問い合わせください。

建築住宅課指導審査係 ☎8226 (市役所5階)

健康・福祉

5月は特別障害者手当・障害児福祉手当の支給月

2～4月までの特別障害者手当・障害児福祉手当を振り込みますのでご確認ください。

支給日 5月8日(金)

※次のような場合は手当が支給できなくなりますので、上記に必ず届け出て下さい。

※工事着工前に諸手続きが必要です。事前に左記にお問い合わせください。

長寿福祉課介護保険係 ☎8264 (市役所1階)

在宅重度障がい者住宅改造資金の助成します

対象 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者で、本人が属する世帯の生計中心者の前年の所得金額200万円未満の場合

助成額 補助基準額の3分の2以内(限度額40万円)

申込期限 5月29日(金)

※工事着工前に諸手続きが必要です。事前に左記にお問い合わせください。

社会福祉課障害福祉係 ☎8290 (市役所1階)



こころちゃん

人権コラム 心、豊かに 「こどもの日」も「母の日」?

毎年5月第2週の日曜日にある「母の日」は日頃の母への感謝を表す日として日本でも広く浸透してきました。日本に限らず、世界の多くの国に「母の日」があり、母親に日頃の感謝を伝える習慣があります。また、日本の「国民の祝日に関する法律」には、5月5日の「こどもの日」も「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」と定められています。このように、1年に2回「母親に感謝する日」がある日本ですが、働く「お母さん」たちの中には、様々な問題に悩んでいる人もいます。

例えば、妊娠している従業員が短時間勤務などを利用してのことに対して、上司や同僚から嫌みを言われたり解雇などの不利益な取扱いを示唆されたりするマタニティハラスメントや、職場復帰後に「子どもがいるから長時間働けない」と判断されて、働き方や待遇などが本人の希望に添っていないものになるといった問題があるのです。

しかし、社会の中でCSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)の意識が高まってきたこと等によって、ハラスメントに対応する相談窓口の設置や、本人の希望を取り入れた勤務形態の見直しをしたり、職場に託児施設を併設したりして職場復帰しやすい仕組みをつくるなど、働く人の育児と仕事の両立に向けた取組みを積極的に推進している企業や団体も着実に増えてきています。

これからの社会は女性をはじめ、障がいのある人や外国人、セクシュアルマイノリティの人など多様な人たちの活躍が求められています。そうした社会の実現のためには、企業の取組みに任せるだけでなく、私たち一人ひとりが助け合いの意識を持つことで、働くお母さんたちのみならず、全ての人が働きやすい職場環境を形成していくことができるのではないのでしょうか。

人権啓発センター ☎8017 (市役所別館1階)